

被災者支援施策適用の条件

平成23年10月14日

申請窓 口	お問い合わせ	被害の区分による制度適用				り災以外の条件	備考
		全壊	大規模半壊	半壊	一部壊壊		
国民年金保険料の免除	各区役所 宮城総合支所 国民年金課 保険年金課 国民年金係 保健福祉課 福祉係	○	○	○	×	有※1	※1主たる財産に損害があった場合等
介護保険料の減免・猶予等	各区役所 障害高齢課 介護保険係 各総合支所 保健福祉課 福祉係	○	○	○	×	有※1	※1主たる生計維持者の収入の減少等
住民票の写し等交付手数料の免除	各区役所・宮城総合支所 戸籍住民課 私保総合支所 税務住民課 各証明発行センター・仙台駅前サービスセンター	○	○	○	○		り災届出証明も可(申請時に提示が必要)。他都市発行の証明も可。 なお、証明書自動交付機での交付は対象外。
心身障害者医療助成の所得制限の特例	各区役所 保険年金課 医療助成係 各総合支所 保健福祉課 福祉係	○	○	×	×	有※1	※1り災証明の被害程度以外に、「世帯の収入が著しく減少すると見込まれる場合」が対象となる
障害者交通費助成の所得制限の特例	各区役所 障害高齢課 障害者支援係 各総合支所 保健福祉課 福祉係	○	○	×	×	有※1	※1り災証明の被害程度以外に、「本人又は20歳未満の場合はその保護者の収入が著しく減少すると見込まれる場合」が対象となる
障害福祉サービス利用者負担金の減免等	各区役所 障害高齢課 障害者支援係	○	○	○	×	有※1	※1世帯員の死亡、離職による収入減等の場合も減免の対象となる。
障害者支援施設の入居者負担の減免	各区役所 障害高齢課 障害者支援係	○	○	○	×	有※1	同上
介護サービス利用料等の減額・免除	各区役所 障害高齢課 介護保険係 各総合支所 保健福祉課 福祉係	○	○	○	×	有※1	※1主たる生計維持者の収入の減少等 ※1り災証明の添付と共に、り災により利用料の負担が困難かどうか審査を行う
高齢者生活援助サービス利用料の減免等	お住まいの区の区役所 障害高齢課	○	○	○	○	有※1	
敬老乗車証利用者負担金の免除等	各区役所 障害高齢課 高齢者支援係 各総合支所 保健福祉課 福祉係	○	○	○	×		※1財産の価額のおおむね2分の1以上の被害を証明するもの ・り災証明は、財産の価額のおおむね2分の1以上の被害を証明するもののひとつとして添付。ほか証明するものがあればそれでも可。
特別障害者手当等の特例措置	各区役所 障害高齢課 障害者支援係	○	○	○	×		
心身障害者扶養共済制度掛金の減免	各区役所 障害高齢課 障害者支援係	○	○	×	×		
住宅の応急修理	被災者支援相談窓口(市役所1階ギヤラリーホール) 受付時間 9:00~17:30(土日祝日は16:30まで)	○	○	△※1	×		※1り災証明が半壊の場合、収入要件により適用になるかを判断(世帯全員分の平成21年分の収入の合算で判断)
住宅の解体・撤去	受付時間 9:00~16:30【★平日のみ】 【個人・公益法人等の方】 ※解体 撤去対象物件が所在する地域の区役所・総合支所でのみ受付します。 青葉区役所 2階 特設会場 宮城総合支所 6階 会議室 宮城野区役所 1階 ホール 若林区役所 1階 ロビー 太白区役所 1階 ロビー 泉区役所 東庁舎3階 特設会場	○	○	△※1	×		・所有者の申し出による ※1半壊の場合は個人が自ら居住することを目的として所有する住宅やマンションは「半壊」も対象になる。
住宅の自費解体への助成	★予約制 専用ダイヤル 022-263-8590 受付時間 9:30~正午、13:30~17:00 環境局震災廃棄物対策室	○	○	△※1	×		・所有者の申し出による 平成23年5月22日以前に契約された方 ※1個人が自ら居住することを目的として所有する住宅やマンションは「半壊」も対象になる。
トラック塙の解体・撤去	受付時間 9:00~16:30【★平日のみ】 ※解体 撤去対象物件が所在する地域の区役所・総合支所でのみ受付します。 青葉区役所 2階 特設会場 宮城総合支所 6階 会議室 宮城野区役所 1階 ホール 若林区役所 1階 ロビー 太白区役所 1階 ロビー 泉区役所 東庁舎3階 特設会場	○	○	△※1	×		・所有者の申し出による
トラック塙の自費解体への助成	★予約制 専用ダイヤル 022-263-8590 受付時間 9:30~正午、13:30~17:00 環境局震災廃棄物対策室	○	○	△※1	×		・所有者の申し出による 平成23年8月21日以前に契約された方

被災者支援施策適用の条件

平成23年10月14日

支 援 制 度 等	申 請 窓 口	お問い合わせ	被害の区分による制度適用				備考	
			被災証明書の判定	全壊	大規模半壊	半壊		一部損壊
被災者生活再建支援制度	被災者支援相談窓口(市役所階) ⇒受付時間 9:00～17:30 (土・日・祝日は16:30まで) 青葉区役所 2階会議室 宮城総合支所 1階会議室 宮城野区役所 6階エールセンター前ホール 若林区役所 1階ロビー 太白区役所 2階第1会議室 泉区役所 東庁舎2階 ⇒区役所・総合支所の受付時間 9:00～16:30 ★土・日・祝日も開設します。	義援金等相談ダイヤル 電話022-214-8488 (9:00～18:00 土・日・祝日は17:00まで) ★土・日・祝日も開設します。	○	○	△※1	×	有※2	※1半壊で建物全体を解体した場合は適用 ※2敷地被害による解体の場合はり災証明と関係なく適用 原本の添付を要する。申請者は世帯主が基本だが、申請書に理由と関係を記載することによりそれ以外の申請によるり災証明でも可 罹災建物が3/11時点で居住の住家に限る
災害義援金	同上	義援金等相談ダイヤル 電話022-214-8488 (9:00～18:00 土・日・祝日は17:00まで) ★土・日・祝日も開設します。	○	○	△※1	×	有※2	※1原則自己所有。賃借の場合は取り壊しが要件 ※2①世帯主が負擔し療養期間が概ね1ヶ月以上の場合 ※2②家財のおおむね1/3以上が損害を受けた場合 ・所得制限あり ・罹災建物が3/11時点で居住の住家に限る
母子及び寡婦福祉資金貸付制度	同上	子供未来局 子育て支援課 電話 022-214-8202	○	○	○	×	有※1	※1収入の著しい減少
児童扶養手当等の特例措置	各区役所 家庭健康課 子供家庭係 各総合支所 保健福祉課 福祉係	子供未来局 子育て支援課 電話 022-214-8202	○	○	×	×	有※1	※1収入の著しい減少
乳幼児医療費助成の所得制限の特例	各区役所 保険年金課 医療助成係 宮城総合支所 保健福祉課 福祉係 秋保総合支所 保健福祉課 福祉係	子供未来局 子育て支援課 電話 022-214-8202	○	○	×	×	有※1	※1収入の著しい減少
母子・父子家庭医療費助成の所得制限の特例	各区役所 保険年金課 医療助成係 宮城総合支所 保健福祉課 福祉係 秋保総合支所 保健福祉課 福祉係	子供未来局 子育て支援課 電話 022-214-8202	○	○	×	×	有※1	※1収入の著しい減少
保育料の減免	入所している保育所を管轄する福祉事務所家 庭健康課	子供未来局 保育部 電話 022-214-8185	○	○	○	×	有※1	・り災家庭が自己所有か賃借かにより減免割合が異なる
延長保育利用料の減免	【公立保育所に入所の場合】 入所している保育所を管轄する福祉事務所 【私立保育園(所)に入所の場合】 入所している保育園(所)	子供未来局 保育部 電話 022-214-8185	○	○	○	×	有※1	・り災家庭が自己所有か賃借かにより減免割合が異なる
一時預かり・特定保育及び休日保育利用料の減免	各一時預かり・特定保育実施保育園(所) 各休日保育実施保育園(所)	子供未来局 保育部 電話 022-214-8185	○	○	○	×	有※1	・り災家庭が自己所有か賃借かにより減免割合が異なる
せんだい保育室・家庭保育福祉員・幼稚園保育室の保育料の減免	入所・利用しているせんだい保育室・家庭保育福祉員・幼稚園保育室	【せんだい保育室・家庭保育福祉員】 子供未来局保育部 保育指導課 電話 022-214-8041 【幼稚園保育室】 子供未来局子育て育成部 総務課 電話 022-214-8061	○	○	○	×	有※1	※1児童を養育している保護者が死亡・行方不明の場合、申立書で適用する。
個人の市県民税の減免	【普通徴収】 各区役所税務課 宮城総合支所税務課 秋保総合支所税務課 【特別徴収】 財政局法人税務課特別徴収係	財政局 法人税務課 電話 022-214-8042	○	○	△※1	×	有※2	※1震災により居住していた建物が損壊し(り災証明による判定が半壊)以下の方を対象 ※2震災により納税義務者が亡くなった場合や失業等によって所得が激減し生活が著しく困難な状況となった場合、個人市県民税・県民税が減免の対象となる場合あり。
法人市県民税(均等割額)の減免	財政局法人税務課諸税係	財政局 法人税務課 電話 022-214-1102	○	○	○	×	有※1	※1り災証明書の判定結果を問わず、平成23年3月11日時点で、津波被害が基本であるため固定資産税の課税が免除される区域内に事務所を有する場合も均等割額を減免。 また、東日本大震災により資本(出資)金の1/2以上の損害を受けた場合は、法人税割額の10%を減免。(それぞれ平成23年3月11日から平成26年3月10日まで)に終了する各事業年度分について適用)
固定資産税・都市計画税の減免	各区役所固定資産税課 宮城総合支所固定資産税課 秋保総合支所税務住民課	財政局 資産税課 電話 022-214-1236	○	○	○	×	有※1	※1震災により所有する土地や償却資産に被害があった場合、被害の程度に応じ土地または償却資産に係る固定資産税が減免となる場合あり。
国民健康保険一部負担金の猶予及び免除	各区役所 保険年金課 国民健康保険係 宮城総合支所 保健福祉課 福祉係 秋保総合支所 保健福祉課 福祉係		○	○	○	×	有※1	※1主たる生計維持者の収入の減少等
国民健康保険料の減免	各区役所 保険年金課 国民健康保険係 宮城総合支所 保健福祉課 福祉係 秋保総合支所 保健福祉課 福祉係		○	○	○	×	有※1	※1主たる生計維持者の収入の減少等
国民健康保険料の減免	各区役所 保険年金課 国民健康保険係 宮城総合支所 保健福祉課 福祉係 秋保総合支所 保健福祉課 福祉係		○	○	○	×	有※1	※1主たる生計維持者の収入の減少等
後期高齢者医療保険料の減免等	各区役所 保険年金課 医療助成係 各総合支所 保健福祉課 福祉係		○	○	○	×	有※1	※1主たる生計維持者の収入の減少等